

# 平成 28 年度から軽自動車税が変わります

税制改正により、平成 28 年 4 月 1 日から軽自動車税が下記のとおり変わります。

種別		改正前	改正後	重課税率	
四輪の軽自動車	乗用 (5ナンバー)	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物 (4ナンバー)	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
三輪の軽自動車		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
原動機付自転車	50cc 以下		1,000 円	2,000 円	重課税なし
	50cc 超 90cc 以下		1,200 円	2,000 円	
	90cc 超 125cc 以下		1,600 円	2,400 円	
	ミニカー		2,500 円	3,700 円	
小型特殊自動車	農耕作業用 (トラクター、耕運機など)		1,600 円	2,400 円	
	その他 (フォークリフト、ショベルなど)		4,700 円	5,900 円	
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下		2,400 円	3,600 円	
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの		4,000 円	6,000 円	

- 平成 28 年度から、平成 27 年 4 月以降に新車新規登録する軽自動車の税額を引き上げます。(平成 27 年 3 月までに登録済の車両については、平成 28 年度も改正前の税額が適用されます。)
- 平成 28 年度から、グリーン化を進める観点から、最初の新規登録から 13 年を経過した軽四輪車等について、改正後の税額から更に約 20% 重課されます。

例 1) 平成 27 年 4 月以降に登録した軽四輪乗用車(自家用)の税額  
⇒平成 28 年度から改正後の 10,800 円、平成 41 年度以降は重課税 12,900 円

例 2) 平成 27 年 3 月までに登録した軽四輪乗用車(自家用)の税額  
⇒平成 39 年度までは 7,200 円、平成 40 年度以降は重課税 12,900 円

例 3) 平成 15 年 3 月までに登録した軽四輪乗用車(自家用)の税額  
⇒平成 28 年度以降は重課税 12,900 円

◎問い合わせ先

役場税務課 ☎ (86) 1172 [直通]

# 介護保険料が改正されました

平成 27 年度から、介護保険第 1 号被保険者の所得段階および介護保険料が下記のとおり改正されました。

※各被保険者の介護保険料については、8 月に送付する「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」でお知らせします。

◎問い合わせ先

役場税務課

☎ (86) 1172 [直通]

区分	対象者	年額
第 1 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下のかた ※生活保護受給の方・高齢福祉年金受給者を含む	27,000 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下のかた	45,000 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、第 1・第 2 段階に該当しないかた	45,000 円
第 4 段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、公的年金等の収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下のかた	54,000 円
第 5 段階	世帯のだれかに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税の方で、第 1～第 4 段階に該当しないかた	60,000 円 (基準額)
第 6 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満のかた	72,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満のかた	78,000 円
第 8 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満のかた	90,000 円
第 9 段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上のかた	102,000 円